

報 第 3 6 号

専決処分報告について

（市役所駐車場における事故による和解及び損害賠償額の決定について）

市役所駐車場における事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和5年（2023年）9月5日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

専第 13 号

市役所駐車場における事故による和解及び損害賠償額の
決定について

市役所第 1 駐車場で発生した原動機付自転車と本市が自動車賃貸借
契約に基づき賃借した自動車の事故に関し、下記のとおり和解し、損
害賠償額を定めるものとする。

以上地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規
定により専決処分する。

令和 5 年（2023 年）7 月 6 日

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

相手方の住所及び氏名	和解条件	損害賠償額
(記載削除)	柏崎市は賃借した自動車の損害額（106,854 円）を、相手方は自身の損害額をそれぞれ自らで負担するものとする。	円 0